

(別紙)

動物愛護強化推進事業「動物愛護講演会」業務委託仕様書

1 事業の目的

県民への動物愛護管理法の積極的な周知及び動物愛護についての普及啓発活動の強化を図り、犬猫の殺処分数を削減することを目的とする。

2 業務委託

犬猫の殺処分数を削減するため、動物愛護を推進する著名人を招いた大規模な講演会を企画し、開催する。また、動物愛護に関するポスター、チラシ及びグッズ（ポケットティッシュ及びエコバック）を作成し、啓発活動を行う。

項目	内容
講演会の企画、会場手配	派遣先が希望するテーマに即した講演会を企画・開催する。 講演会場借上料等の支払等は、受託事業者が行う。
参加者とりまとめ	講演会への参加の事前受付及び参加決定通知を行う。
講演内での催し	講師の講演前に、観客動員が可能な催し物を行う。 (動物に係るものが望ましい)
講師の選定	派遣先が希望するテーマに即した講師を選定する。
調整等	派遣先、講師との調整を行う。 講師への謝金及び費用弁償の支払等は、受託事業者が行う。
広告企画及び講演会宣伝用・啓発用資材作成	派遣先が希望するテーマに即した講演会及び動物愛護啓発に係るポスター、チラシ及びグッズ（ポケットティッシュ及びエコバック）を作成する。 作成費は、受託事業者が行う。
成果品の提出	講演会場利用の実績及び資料 講師派遣実績及び講演会資料 講演会用・啓発用資材の作成実績及び資料

3 講師の予定人数

- (1) 講師 1名
- (2) 講師の条件 動物愛護に関する知識及び活動実績を有する、講演が実施可能な著名人とする。

4 講演会用・啓発用資材の予定作成数

- (1) 講演会宣伝用ポスター 100枚
- (2) 啓発用ポスター 600枚
- (3) 啓発用チラシ 15,000枚
- (4) 啓発用ポケットティッシュ 15,000枚
- (5) 啓発用エコバック 3,000枚

5 業務実施期間

契約締結の日から平成27年3月31日まで

6 契約

(1) 契約の締結

県の契約担当職員が別途定める予定価格の範囲内で契約を締結する。

(2) 契約の条件等

本業務委託契約書のほか、広島県契約規則（昭和 39 年規則第 32 号）及び広島県会計規則（昭和 39 年規則第 29 号）の定めるところによる。

(3) 契約保証金

契約保証金はこれを免除する。

(4) 委託料の内容

ア 事業費は、「講師人件費」、「ポスター、チラシ及びグッズ（ポケットティッシュ及びエコバック）作成費」、「事業実施に必要なその他の経費」とする。

イ「講師人件費」は、総事業費の4分の1以上とすること。

ウ「ポスター、チラシ及びグッズ（ポケットティッシュ及びエコバック）作成費」は、総事業費の2分の1以上とすること。

エ 講師人件費

(ア) 講師料

(イ) 講演会出席のための旅費等の諸手当

オ ポスター、チラシ及びグッズ（ポケットティッシュ及びエコバック）作成費

(ア) 広告企画費、ポスター、チラシ及びグッズ（ポケットティッシュ及びエコバック）の印刷料

(イ) ポスター、チラシ及びグッズ（ポケットティッシュ及びエコバック）の印刷料等の諸費用

カ 事業実施に必要なその他の経費

(ア) 既存雇用者（社員等）の人件費。ただし、本委託業務に従事した業務量に応じた費用とし、その内訳が事後確認できること。

(イ) 消耗品（税抜き単価が3万円未満のもの）購入費

(ウ) 機械・機器のレンタル料、リース料

(エ) 通信、運搬、会場借上、その他事業を実施するために必要と認められる経費

キ 対象とならない経費

(ア) 購入代金が3万円以上の機械・機器等の購入経費

(イ) 土地・建物を取得するための経費

(ウ) 施設や設備を設置又は改修するための経費

(エ) 失業者の能力開発を目的とする研修費用等の経費

(オ) その他事業との関連が認められない経費

ク その他の留意事項

本委託業務の実施にあたっては、関係法令等を遵守し、会計処理を適正に行わなければならない。

7 成果の帰属及び秘密保持

(1) 成果の帰属

本委託業務により得られた成果は、原則として県に帰属する。

(2) 秘密の保持

ア 受託事業者は、本委託業務に関し、受託事業者が、県から受領又は閲覧した資料等は、県の了解なく公表又は使用してはならない。

イ 受託事業者は、本委託業務で知り得た県及び受け入れ先企業等の業務上の秘密を保持しなければならない。

(3) 個人情報の保護

受託事業者は、本委託業務（再委託した場合を含む。）を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、広島県個人情報保護条例（平成16年12月17日広島県条例第53号）を遵守しなければならない。

8 再委託等の制限

受託事業者は、本委託業務の一部を第三者に委託することができる。その場合は、再委託先ごとに業務の内容、再委託先の概要及びその体制について、事前に県に協議し承認を得なければならない。

9 その他

(1) 受託事業者は、本委託業務の実施の進捗状況を適宜報告し、県と調整を図ること。

(2) 受託事業者は、本委託業務の実施にあたって、不明確な点や改善の必要があると認められる場合は、県と協議すること。

(別紙)

企画提案の内容

	区 分	企画提案書に記載を求める事項	留意事項
1	業務概要	業務実施に当たっての基本的な考え方	
2	講演会の企画	講演会の企画, 参加者とりまとめ	・具体的な実施方法を説明すること
3	講師の選定	講師等選定及び講師等との調整方法等	・講師は, 動物愛護に関する知識及び活動実績を有し, 講座が実施可能な者
4	広告企画及び講演会宣伝・啓発用資材作成	動物愛護に関する広告企画方法	・啓発内容を統一して広報する方法を説明すること。
5	スケジュール	契約締結日から平成 27 年 3 月 31 日までのすべての業務に係るスケジュール	
6	業務実施体制	①管理運営組織体制 (責任者, 人員配置及び役割分担, 県との連絡体制等) ②個人情報の保護に関する事項	・業務運営上取り扱った個人情報について, 厳正に管理するための体制を明示すること。
7	そ の 他	①本事業実施における御社の優位性 ②独自の追加提案等	・特記すべき事項があれば, 説明すること。

- ・簡潔に記載すること。
- ・文書を補完するためのイメージ図等の使用は可能。

動物愛護強化推進事業「動物愛護講演会」業務
公募型プロポーザル選定委員会設置要綱

(目的)

第1条 県民への動物愛護管理法の積極的な周知及び動物愛護についての普及啓発活動の強化する事業を委託する事業者を選定する審査等を行うため、動物愛護強化推進事業「動物愛護講演会」業務公募型プロポーザル選定委員会(以下、「選定委員会」という。)を設置する。

(業務)

第2条 選定委員会は、前条の目的を達成するため、動物愛護強化推進事業「動物愛護講演会」業務公募型プロポーザルの審査に係る次の業務を行う。

- (1) 評価基準の審査
- (2) プロポーザルの審査・最優秀提案者の決定

(組織)

第3条 選定委員会は、次の委員をもって構成する。

広島県議会議員 伊藤 真由美
広島県農林水産局畜産課長
広島県動物愛護センター所長
広島県健康福祉局食品生活衛生課長
広島県健康福祉局食品衛生担当監

(任期)

第4条 委員の任期は、動物愛護強化推進事業「動物愛護講演会」業務委託契約を締結するまでとする。

- 2 補欠又は増員により選任された委員の任期についても、前号の規定によることとし、補欠については、前任者又は現任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 選定委員会は、必要に応じ開催することとする。

- 2 選定委員会は、委員のうち4名以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員のうち、行政機関に所属する者については、やむを得ない場合に限り、代理者を出席させることができる。
- 4 選定委員会は、委員全員の同意があるときは、書面審査をもって会議に代えることができる。

(事務局)

第6条 選定委員会の事務局は、広島県健康福祉局食品生活衛生課に置く。

附 則

この要綱は、平成26年7月28日から施行する。

広島県動物愛護強化推進事業「動物愛護講演会」企画提案公募日程

月	日	曜日	内容	
8	4	月	公告, 説明書交付, 参加資格確認申請受付, 仕様書質問受付	
	5	火		
	6	水		
	7	木		
	8	金		
	9	土		
	10	日		
	11	月		
	12	火		
	13	水		
	14	木		
	15	金	説明書交付期限, 参加資格確認申請期限	
	16	土		
	17	日		
	18	月	参加資格確認結果通知期限・説明会参加申込期限	
	19	火	説明会	R会議室
	20	水		
	21	木	理由説明請求期限	
	22	金	理由説明請求回答期限	
	23	土		
	24	日		
25	月	仕様書質問書提出期限		
26	火	仕様書質問書回答期限		
27	水			
28	木	提案書提出期限	R会議室	
29	金	選考委員会の審査, 最優秀者決定, 選定結果通知・公表	R会議室	
30	土			
31	日			
9	1	月		
	2	火	非選定理由説明請求期限	
	3	水	理由説明請求回答期限	
	4	木	最優秀者と随意契約締結	R会議室
	5	金		

